

半田市商店街街路灯撤去事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商店街街路灯の撤去に係る財政的負担の軽減を図り、商店街の振興に資するため、市内の商店街等に対し、予算の範囲内で交付する半田市商店街街路灯撤去事業費補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助対象団体は、半田市商業振興条例（平成21年条例第35号）第2条第2号に規定する商店会とする。

(補助対象要件等)

第3条 補助対象要件、補助対象経費、補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、半田市商店街街路灯撤去事業費補助金交付申請書（様式第1）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を精査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、半田市商店街街路灯撤去事業費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業の内容の変更等)

第6条 前条により交付決定の通知を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、半田市商店街街路灯撤去事業費補助金変更等承認申請書（様式第3）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、変更内容が軽微であり、交付決定を受けた補助金の額に変更を生じない場合については、この限りではない。

(補助金の変更交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を精査し、適当と

認めるときは、補助金の変更交付を決定するとともに、その旨を、半田市商店街街路灯撤去事業費補助金変更等交付決定通知書(様式第4)により申請者に通知するものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(実績報告書の提出等)

第8条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該補助金の交付決定を受けた年度の2月末日のいずれか早い日までに、半田市商店街街路灯撤去事業費補助金実績報告書(様式第5)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、次条第2項ただし書きの規定により既にその額を超える補助金を交付しているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずることができる。

(補助金の請求及び交付)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書(様式第6)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、概算払により交付することができる。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき
- (4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、不正に補助金の交付を受けたとき

(書類の整理)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度から5年間帳簿等証拠書類を整理し、保管しなければならない。

(検査等)

第12条 市長は、補助事業者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報

告を求め、又は検査することができる。

(交付決定前の事前着手)

第13条 申請者は、補助金の交付の目的を達成するため、やむを得ず交付決定前に事業を実施する必要があるときは、事業着手届（様式第7）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

補助対象要件、補助対象経費、補助率

申請区分	補助対象要件	補助対象経費	補助率
I ハード単独の撤去事業であって、補助金額が20万円以上のもの	1. 申請年度から令和9年度までの各年度における街路灯の撤去希望本数を整理すること【I及びII】 2. 商店街等の活動停止や解散を前提とした撤去でないこと【I及びII】 3. 申請年度から起算して5年間の地域活性化のための商店街等の将来計画（活動計画）を作成すること【I及びII】	(1) 街路灯の撤去に要する費用【I及びII】 (2) 街路灯の役割を補完する防犯対策に係るソフト事業に要する費用【II】 (3) 防犯対策に係るハード事業に要する費用【II】 ※(2)と(3)は、(1)とあわせて実施する場合に限る	補助対象経費の70%以内 ※1千円未満の端数は切り捨て ※補助金の額は市長が予算の範囲内で認めた額とする
II ソフト事業を加えた撤去事業であって、補助金額が60万円以上のもの	4. 建造後10年以上経過した街路灯であること【I】 5. 申請する当該年度に、街路灯撤去とあわせて街路灯の役割を補完する防犯対策に係るソフト事業を実施すること【II】 6. 愛知県のげんき商店街推進事業費補助金の交付決定を受けた事業であること【I及びII】 7. 申請年度の2月末日までに事業を完了及び市長へ実績報告を提出すること【I及びII】	※当該年度に補助対象団体の経理を通じて支払われたものに限る ※補助対象経費はすべて消費税抜き	※補助金の額は市長が予算の範囲内で認めた額とする

様式第1（第4条関係）

半田市商店街街路灯撤去事業費補助金交付申請書

年 月 日

半田市長 様

住 所

団 体 名

代 表 者

年度において、半田市商店街街路灯撤去事業費補助金交付要綱により、補助金の交付を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 千円

補助申請区分 【 I ・ II 】

（添付書類）

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 撤去工事に係る見積書（写）
- 4 事業実施団体の概要
- 5 街路灯配置図面及び撤去箇所の現況写真
- 6 当該事業の実施について議決した理事会等の記録（写）
又は実施が確実である旨を記載した証明書（原本）
- 7 その他指示された書類

様式第2（第5条関係）

半田市商店街街路灯撤去事業費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

半田市長

年 月 日付けで申請のありました半田市商店街街路灯撤去事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助金交付決定額 金 千円
2. 条件

様式第3（第6条関係）

半田市商店街街路灯撤去事業費補助金変更等承認申請書

年 月 日

半田市長 様

住 所

団 体 名

代 表 者

年 月 日付けで交付決定のありました半田市商店街街路灯撤去事業費補助金について、下記のとおり変更等したいので承認くださるよう申請します。

記

1. 変更等後補助金交付申請額 金 千円
(変更等前 金 千円)

2. 変更等の内容（具体的に記入のこと）

3. 変更等の理由（具体的に記入のこと）

（添付書類）

- 1 計画変更等に伴う事業計画書
- 2 // 収支予算書
- 3 // 撤去工事に係る見積書（写）
- 4 // 街路灯配置図面及び撤去箇所の現況写真
- 5 当該事業の変更等について議決した理事会等の記録（写）
又は当該事業の変更等を記載した証明書（原本）
- 6 その他指示された書類

様式第4（第7条関係）

半田市商店街街路灯撤去事業費補助金変更等交付決定通知書

年 月 日

様

半田市長

年 月 日付けで変更等承認申請のありました半田市商店街街路灯撤去事業費補助金については、下記のとおり承認することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助金変更等交付決定額 金 千円
2. 条件

様式第5（第8条関係）

半田市商店街街路灯撤去事業費補助金実績報告書

年 月 日

半田市長 様

住 所

団 体 名

代 表 者

年 月 日付けで交付決定のありました半田市商店街街路灯撤去事業費補助金の事業を完了しましたので、必要書類を添えて報告します。

記

補助金交付決定額 金 千円

（添付書類）

- 1 補助事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 補助対象となった経費に係る請求書及び領収書（写）
- 4 街路灯撤去前の写真及び撤去後の写真（前後で比較ができる写真）
- 5 その他指示された書類

様式第6（第9条関係）

年 月 日

補助金支払請求書

金 _____ 円

但し、 年度半田市商店街街路灯撤去事業費補助金として

半田市長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

金融機関名	銀 行 信用金庫 店
種別	1. 普通 2. 当座 3. その他()
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

様式第7（第13条関係）

事前着手届

年 月 日

半田市長 様

住 所

団 体 名

代 表 者

年度半田市商店街街路灯撤去事業費補助金について、下記により補助金交付決定前において事業に着手したいことから、半田市商店街街路灯撤去事業費補助金交付要綱第13条の規定により届け出ます。

なお、交付決定前に着手する事業に関して、補助事業として採択されなかった場合や、補助金額が減額された場合にも、異議の申し立てを行いません。

記

1. 交付決定前に着手する事業の内容（具体的に記入のこと）

2. 事前着手する理由（具体的に記入のこと）